



ゆたかCFD・Yutaka24・先物取引等の税金について

ゆたかCFD(くりっく株365)、Yutaka24(くりっく365)、商品関連市場デリバティブ取引、商品先物取引、株価指数先物取引とともに、決済にて確定した年間の損益をお客様ご自身で確定申告して納税いただく金融商品です。(未決済の建玉の評価損益は対象となりません)

個人の場合、主たる給与や事業などの所得と合算してその額の大小によって税率が変わる「総合課税」ではなく、税率が所得税と住民税込みで一律20.315%の「分離課税」となります。また、分離課税の中でも、自動的に計算された税金分が取引口座から差し引かれて課税関係が終了する源泉分離課税ではなく、お客様ご自身で確定申告を行っていただく申告分離課税に該当します。

✓ ワンポイントアドバイス!

税務署には、「申告分離課税で先物取引に係る雑所得等に該当します」とお伝えいただくと、申告の手続きがスムーズになります。

法人の場合は、法人税として法人税率が適用されます。



損益とは

●ゆたかCFD

決済済みの売買損益±金利・配当相当額 - 新規手数料 - 決済手数料

●Yutaka24

決済済みの売買損益±スワップポイント - 新規手数料 - 決済手数料

●商品関連市場デリバティブ取引・商品先物取引・指数先物取引

決済済みの売買損益 - 新規手数料 - 決済手数料 - (期替手数料※1)



計算期間

(注) 手数料は税込手数料です。

個人の場合、毎年1月1日～12月31日までの1年間が計算対象期間となります。(※2)

法人の場合、それぞれの会計年度によって計算期間が異なることになります。

(※1) 限日取引の建玉が初めて帳入れされた日から1年を経過した日の日中取引終了時点で建玉があった場合、申し受けける手数料。2年目も同様。

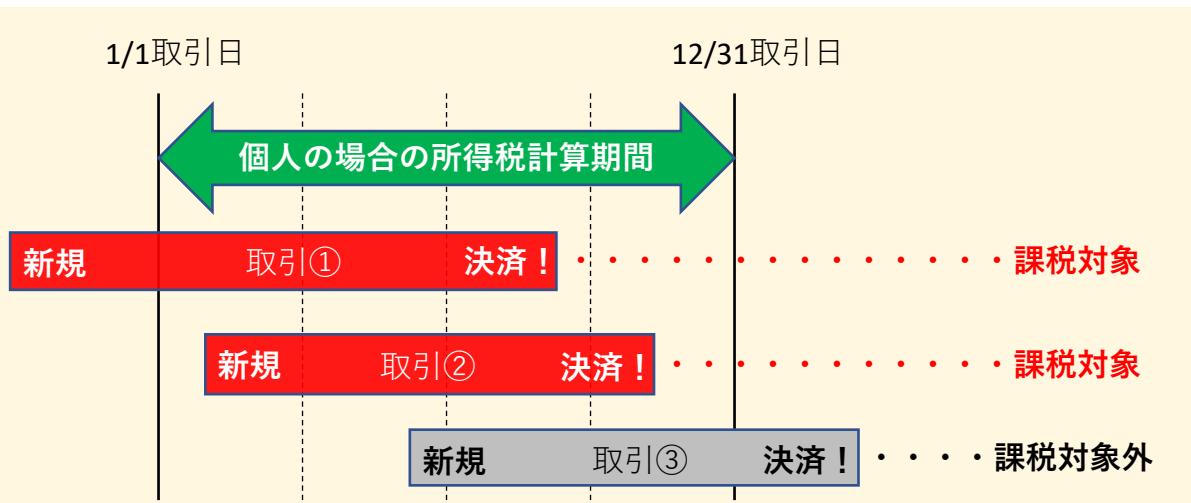
(※2) 2025年におきましては商品関連市場デリバティブ取引・商品先物取引が12月30日の日中取引まで、株価指数先物取引は12月29日の日中取引までが2025年分の課税対象となります。



課税対象となるお取引

計算期間内に決済にて確定した損益合計が課税対象となります。(※1)

つまり、計算期間内に決済が済んでいない継続中のポジションの損益（評価益・評価損）に関しては、計算の対象外となります。



(※1) 商品関連市場デリバティブ取引・商品先物取引・株価指数先物取引の夜間取引は翌取引日扱いです。

2025年におきましては商品関連市場デリバティブ取引・商品先物取引が12月30日の日中取引まで、
株価指数先物取引は12月29日の日中取引までが2025年分の課税対象となります。

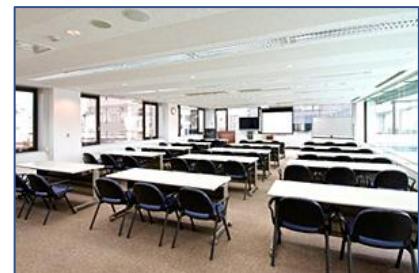


必要経費について

税務署の判断によっては、以下のものが売買往復手数料の他に必要経費として認められる可能性があります。認められれば、利益から差し引けることになり課税対象額を圧縮することができます。

CFD・FX・先物取引等に関する諸経費の一例

- セミナー参加費(会場までの交通費)
- 参考にした書籍代など



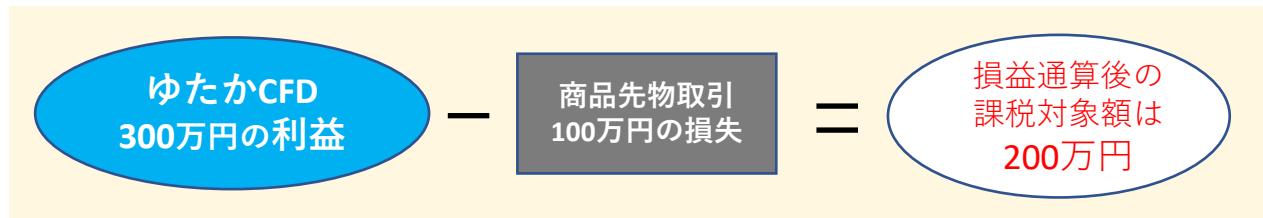
この場合、領収書等の準備が必要です。新聞代やパソコン代なども取引に必要となった割合に応じて認められる可能性がありますが、最終的には税務署の判断となり、必ず認められるわけではありませんのでご注意ください。



損益通算できるお取引

豊トラスティ証券でのゆたかCFD、Yutaka24、商品関連市場デリバティブ取引、商品先物取引、株価指数先物取引で発生した損益は通算が可能です。また、他社でのCFD取引、FX取引、商品関連市場デリバティブ取引、商品先物取引や株価指数先物取引などの各種先物取引及びオプション取引とも同じく損益通算ができます。

それに対して、現物株や投資信託、信用取引、外貨預金、ビットコインとの損益通算はできません。また、給与や事業などのその他の所得とも通算はできません。



確定申告期間

個人の場合、例年2月16日～3月15日の間に、前年分の確定申告を行うこととされています。医療費や住宅ローン減税などの還付申告が伴う場合は、1月から確定申告が可能です。



税率

税率は所得税が15.315%、住民税が5%の合計20.315%です。所得税は本来15%ですが東日本大震災の復興を目的とした復興特別所得税のため、2013年から2037年まで基準所得税に対し2.1%分が加算されています。

20.315% = 所得税 15% + 復興特別所得税 0.315% (15% × 2.1%) + 住民税 5%



損失の3年間繰り越し

課税対象の損益の合計が損失であった場合でも、個人の場合、確定申告することで翌年以降

3年間損失を繰り越すことが可能となるため、お手続きいただくことをお勧めいたします。

繰り越し期間3年以内にゆたかCFDやYutaka24、商品関連市場デリバティブ取引、商品先物取引、株価指数先物取引などで利益が発生した際、繰り越した損失分を利益から控除（相殺）し、課税対象額を圧縮して納税額を減らすことが可能になります。

ただし、翌年以降、お取引がない場合であっても、損失分を繰り越し続けるには確定申告を毎年継続して行う必要があります。

利益	繰越損失額	課税対象額	納税額
1年目	損失 300万円	0円	0円
↓			
2年目	利益 100万円	200万円	相殺！
↓			
3年目	利益 100万円	100万円	相殺！
↓			
4年目	利益 100万円		相殺！
↓			
5年目	利益 100万円	100万円	203,150円



確定申告で必要な書面

確定申告時に必要な書面として以下のものがあります。

税務署で用意されているもの(右図参照)

- 申告書第一表、第二表
- 申告書第三表(分離課税用)
- 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

お客様でご用意いただくもの

- 給与、年金などの源泉徴収票
- 社会保険料の控除証明書
- マイナンバーがわかるもの
- 本人確認書類
- 必要経費を証明するための領収書等

豊トラスティ証券が発行するもの

ゆたかCFD・Yutaka24

年間取引報告書(合計)

商品関連市場デリバティブ取引

損益証明書

商品先物取引

損益証明書

株価指数先物取引

先物O P取引損益のお知らせ

損失の繰り越しを伴う場合に必要なもの(下図参照)

- 所得税の確定申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)
- 申告書第四表

<所得税の確定申告書付表
(先物取引に係る繰越損失用)>

<申告書第四表>

<申告書第一表>

<申告書第三表(分離課税用)>

<先物取引に係る
雑所得等の金額の計算明細書>



確定申告で使用する損益証明書の取得方法①

【ゆたかCFD・Yutaka24・商品関連市場デリバティブ取引・商品先物取引】

確定申告時にご使用いただく各取引の2025年分の損益証明書につきましては、

2025年の取引において損益が発生した全てのお客様に対して、2026年1月下旬～

2月上旬に書類送付先のご住所へ郵送いたします。

取引画面上からダウンロードすることは出来ませんのでご注意ください。

また、ゆたかCFD・Yutaka24において、2025年に決済取引がなく、キャッシュバックも発生していないお客様につきましては、確定申告の対象となる損益がございませんので、損益証明書である「年間取引報告書（合計）」の郵送は行っておりません。

ゆたかCFD・Yutaka24の「年間取引報告書（合計）」の再発行をご希望される場合は、お手数ではございますが下記フリーコールまでお問合せください。

豊トラスティ証券 ゆたかCFD・Yutaka24お客様サポートデスク

0120-365-281 (通話料無料) 受付時間：月曜 朝7時～土曜 朝7時

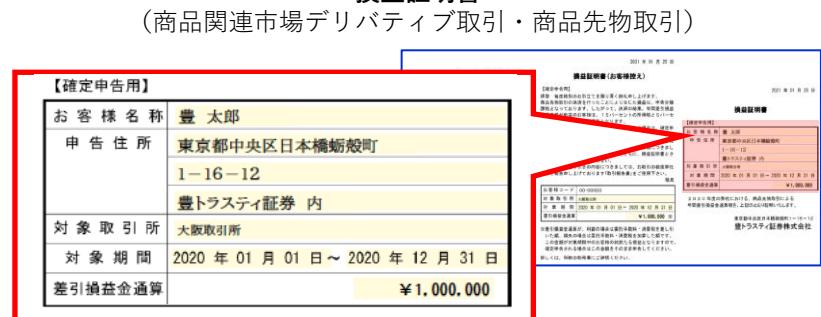
なお、商品関連市場デリバティブ取引・商品先物取引の損益証明書の再発行につきましては、担当外務員までお問合せください。

<年間取引報告書（合計）>

(ゆたかCFD・Yutaka24)



決済損益（円）	2,030,000
金利・配当相当額（円）	165,000
合計	2,195,000
手数料（税込）	70,400
手数料（調整）	0
合計	70,400
総合計	2,124,600



<先物O P取引損益のお知らせ>

(株価指数先物取引)

決済損益（円）	2,030,000
金利・配当相当額（円）	165,000
合計	2,195,000
手数料（税込）	70,400
手数料（調整）	0
合計	70,400
総合計	2,124,600



確定申告で使用する損益証明書の取得方法②

【株価指数先物取引】

確定申告時にご使用いただく2025年分の損益証明書につきましては、2025年に取引をされた全てのお客様に対して、2026年1月下旬に書類送付先のご住所への郵送および取引画面上での電子交付を行います。

※ナイトセッション用取引画面には電子交付の閲覧機能はございません。

●損益証明書(先物OP取引損益のお知らせ)ダウンロード手順

①信書照会を選択

②初期設定のまま検索

③件名の一覧から

「先物OP取引損益のお知らせ」を選択

状態	受信年月	報告書種類	件名
未開封	2022/10/08	取引残高報告書	「取引残高報告書」電子交付のお知らせ
未開封	2022/09/08	取引残高報告書	「取引残高報告書」電子交付のお知らせ
未開封	2022/08/06	取引残高報告書	「取引残高報告書」電子交付のお知らせ
未開封	2022/07/08	取引残高報告書	「取引残高報告書」電子交付のお知らせ



記入例（先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書）

＜先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書＞

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書					(記載例については、裏面) (を参照してください。)
<small>この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。</small>					
<small>いずれか当てはまるものを□で 記入してください。</small>					<input checked="" type="checkbox"/> 事業所得用 <input type="checkbox"/> 譲渡所得用 <input checked="" type="checkbox"/> 雜所得用
					氏名 豊太郎
(令和7年分)					○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。
取 引 の 内 容	種 類	①	②	③	合 計 (③から⑩までの計)
		くりっく株365	商品関連市場 デリバティブ取引		
決 済 年 月 日	決 済 年 月 日	07.12.31	07.12.31		
の 内 容	量	枚	枚	枚	
決 済 の 方 法	仕 切	仕 切			
収 入 金 額	差 益 又 は 損 失 の 額	①	2,030,000	1,000,000	3,030,000
収 入 金 額	譲 渡 由 る 取 入 金 額 (②)	②			
収 入 金 額	その 他の 取 入	③	165,000		165,000
収 入 金 額	計 (①+②)又は(②+③)	④	2,195,000	1,000,000	3,195,000
必 要 経 費	手 数 料 等	⑤	70,400		70,400
必 要 経 費	⑤に係る取扱費	⑥			
必 要 経 費	その 他の 経 費	⑦			
必 要 経 費	⑧	⑧			
必 要 経 費	⑨	⑨			
等	小 計 (⑦から⑨ までの計)	⑩			
等	計 (④+⑤)又は(④+⑥+⑦)	⑪	70,400		70,400
等	所得 金 額 (⑪-⑩)	⑫	2,124,600	1,000,000	3,124,600
<small>(申)カバードワント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による取扱金額を記載してください。</small>					
<small>○ ①、④及び⑩欄は金額が墨字のときは、赤書き(△印)してください。</small>					
<small>○ ③から⑩の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。</small>					
<small>○ 本年の収入の合計額が墨字のときにその墨字を翌年以降に繰り越す場合や、⑪本年の収入欄の合計額が墨字のときに前年から繰り越された赤字を本年の墨字から差し引くときには、「_____年分の所得税及び復興特別所得税の_____申告書付表(先物取引に係る雑所得用)」も併せて作成してください。</small>					



法人口座用決算書類について

法人口座の場合、お取引画面から必要書面をダウンロードすることはできません。

お客様サポートデスクか営業担当者へご依頼をいただければ、その都度、**法人様の会計期間に応じた「残高報告書」と「期中損益明細書」**を作成いたしますので、期末経過後にお問い合わせください。

なお、商品先物取引・株価指数先物取引における法人の税務申告に係る証明書等については、担当外務員にお問合せください。



税金に関するQ&A

豊トラスティ証券ホームページには、税金に関するQ&Aもご用意しております。こちらをご参考に確定申告手続きをお進めください。

①ページを一番下までスクロールしてください

※ゆたかCFD・yutaka24

③くりっく株365、くりっく365の
よくある質問はこちら

③商品先物取引

④税金に関するQ&Aをご用意しております

※商品先物・株価指数先物

④税金に関するQ&Aをご用意しております



お客様のタイプ別の確定申告

【給与所得者（サラリーマン）のお客様】

毎月の給料からの源泉徴収や12月の年末調整により、給与に関する税金の支払いが完結することで確定申告を行う必要がない給与所得者の場合、一般的に給与所得や退職所得以外の所得の合計額（CFDやFX、先物取引等の利益を含む）が20万円以下であれば、確定申告の必要はありません。これは、少額のその他利益であれば、わざわざ確定申告をしなくても良いという「給与所得者の特例」とされています。つまり、給与所得者ではないお客様はこれに該当いたしません。

20万円を超える場合は、確定申告をする必要があります。その際、20万円は非課税枠ではなく、申告が不要なラインであるという点に注意が必要です。手数料等の費用を差し引いた利益が23万円であった場合、20万円の申告不要枠を超えていたため、23万円すべてを申告する必要があります。決して、
 $23万円 - 20万円 = 3万円$ のみの申告で良いという意味ではないことにご注意ください。

✓ ワンポイントアドバイス！

ただし、以下に該当する方はそもそも確定申告が必要になりますので、CFDやFX、先物取引等の利益が20万円以下であっても（例えば1万円でも）申告に加える必要があります。

- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・株取引の損益をご自身で申告なさる方
- ・医療費控除などの還付申告をなさる方
- ・住宅ローン減税の申告をなさる方
- ・その他の理由で確定申告をなさる方



給与所得や退職所得以外の所得の金額の合計額には、源泉徴収された利子所得や、源泉徴収有りの証券特定口座での譲渡所得などは含まれません。

【年金を受給されているお客様】

公的年金等の受給者に関しても、給与所得者の特例に類似するものがあり、
公的年金等以外の所得の合計額（CFDやFX、先物取引等の利益を含む）が
20万円以下であれば、確定申告の必要はありません。

20万円を超える場合は、確定申告の必要があります。その際、20万円は
非課税枠ではなく、申告が不要なラインであるという点に注意が必要です。
公的年金等以外の所得がFXのみで23万円であった場合、20万円の申告不要枠を
超えていますので、23万円すべてを申告する必要があります。決して
23万円-20万円=3万円のみの申告で良いという意味ではないことにご注意ください。

✓ ワンポイントアドバイス！

ただし、以下に該当する方はそもそも確定申告が必要になりますので、CFDやFX、
先物取引等の利益が20万円以下であっても（例えば1万円でも）申告に加える必要があります。

- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- ・株取引の損益をご自身で申告なさる方
- ・医療費控除などの還付申告をなさる方
- ・住宅ローン減税の申告をなさる方
- ・その他の理由で確定申告をなさる方



公的年金等以外の所得の合計額には、源泉徴収された利子所得や、源泉徴収有りの
証券特定口座での譲渡所得などは含まれません。

【個人事業主のお客様】

事業の確定申告を行う際に、CFDやFX、先物取引等の申告を加える必要が
あります。20万円まで……といった考え方はありませんのでご注意ください。

【無職者や専業主婦等、取引以外の収入がないお客様】

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

このため、パート・アルバイトや年金などの収入が全くない方の場合、**CFDやFX、先物取引等の利益が基礎控除の95万円の範囲内であれば、確定申告の必要がないと考えられます。**

ただし、これはあくまでも所得税についての考え方であり、住民税の基礎控除額とは異なるため、**CFDやFX、先物取引等の利益で一定の所得を得た場合は住民税の申告が必要となるため注意してください。**

なお、住民税は地方税に該当するため、自治体ごとに細かい規定が異なっている可能性もあるので、住民税の申告が必要か等を調べる際は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

また、一般的に年間収入が**130万円**を超えた方や、扶養者（ご主人等）の収入の**1/2**を超える方は社会保険料（国民年金保険料や国民健康保険料等）の納付義務も発生すると考えられますので、税務署だけではなく、年金事務所へもご相談いただくことをお勧めいたします。

さらに、扶養者（ご主人等）がお勤めの企業の家族手当の支給に関しても影響が及ぶことが想定されますので、お勤め先への確認が必要となります。

税制は複雑化しており、確定申告が必要か否かを判別することが非常に難しくなっています。このため、大変恐縮ではございますが、税務署・市役所（区役所）・年金事務所等、公的機関の相談窓口へご相談の上、確定申告をされるかご判断くださいますよう、お願い申し上げます。



豊トラスティ証券 お客様サポートデスク フリーコール

0120-365-281 (通話料無料)

◎ゆたかCFD・Yutaka24

受付時間：月曜 朝7時～土曜 朝7時

◎商品関連市場デリバティブ取引・商品先物取引・指数先物取引

受付時間：平日 16時～翌朝6時

祝日 朝8時～翌朝6時



免責事項

当該税金に関する記載内容は、お客様の情報提供を目的として豊トラスティ証券が作成したものです。実際にはお客様ごとに所得状況等が異なるため、この内容がすべての方に合致するとは限りません。また、最終的には税務署の判断となるため、個別の内容に関しては必ず所轄の税務署にご相談ください。的確な情報の収集には鋭意努めておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、豊トラスティ証券の許可なく転用することは認められません。記載内容は予告なく変更・削除されることがあります。お取引に際しては重要事項説明書等のリスク書面をご精読いただき、お客様ご自身の判断でお願いいたします。以上をご確認の上、ご判断材料としてご活用下さい。